

廃止 産業廃棄物処理業 届出書 変更

平成 年 月 日

佐賀県知事

様

届出者 〒
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項に
廃止 について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する
変更 同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 水銀含有ばいじん等を含まない ● 水銀使用製品産業廃棄物を含む 	—

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 名 称	住 所
（ ）	

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
（ ）	年 月 日	住 所
（ ）	年 月 日	

廃止又は変更の理由 **省令に水銀含有ばいじん等が定義されたため**

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別添のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

事務に関しお預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。県のホームページにおいて産業廃棄物処理業者名簿（許可証の内容及び連絡用電話番号）を公開しておりますが、公開に同意されない場合はお申し出ください。

事業計画の概要

(第6面)、(第8面)～(第10面)については、変更がないため省略

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更がない限り省略して記載すること)

変更なし

(第6面) 運搬車両の写真

(参考)

(第8面) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金調達方法

(第9面) 資産に関する調書(個人用)、(第10面) 誓約書

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	水銀使用製 品産業廃棄 物	1m ³ /月	固形状	株式会社〇〇 佐賀市〇〇	多久市〇〇	株式会社△△ 唐津市〇〇 (破碎)
2	その他については変更なし					
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1)運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	変更なし				
・					
・					
・					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※付近の見取図を添付すること。			
(2)その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
プラスチック容器	水銀使用製品 産業廃棄物	0.5m ³	必要に応じ緩衝材を用いる		
その他については変更なし					

「密閉容器」等の水銀廃棄物の運搬に必要とされる容器特性や追加情報を記載すること

(第3面)

(3)積替保管施設又は保管施設の概要	
<div data-bbox="343 1675 1273 1906" style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>水銀廃棄物について積替保管を行う場合は、当該施設について記載すること (積替保管施設があっても、水銀廃棄物について積替保管を行わない場合は第3面は省略可)</p></div>	
※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付すること。	

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

○ 車両ごとの用途

水銀廃棄物を取り扱う車両を自動車登録番号等で明確にすること。

○ 収集運搬業務を行う時間、休業日および従業員数

変更なし

従業員数の内訳				年	月	日現在	
申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(第5面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

○ 運搬に際し講ずる措置

➢ 水銀使用製品産業廃棄物の場合、破碎防止のために講ずる手段、他のものと混合しないような区分方法を具体的に記載すること。

○ 積替施設又は保管施設において講ずる措置

➢ 水銀使用製品産業廃棄物の場合、他のものと混同しないような区分方法を具体的に明記すること。

※ 水銀含有ばいじん等の運搬や保管に関して、水銀の揮発が懸念されるものを扱う場合には、高温防止対策や密閉容器の使用等の揮発漏えい防止措置を記載すること。

(第7面)

運搬容器等の名称	用途
	廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。	写真貼り付け
	撮影 〇〇年〇〇月〇〇日